2022年3月28日

**津市調達契約課**

**業務委託担当 様**

**支所等警備業務委託の仕様書記載についての要望**

ＳＰｎｅｔ

市内警備業者です。

本年度は支所警備業務委託に参加予定です。

つきましては、警備業務委託仕様書の記載について以下の通り要望します。

ご検討の上、対処を願います。

**1.仕様書に「巡回回数，一回の巡回時間，実労働時間合計，手待ち時間合計」を具体的に記載してください。**

支所等警備業務委託は1ポストの宿直日直業務ですが、

平日15.5時間，休日24時間のため「8時間/日，40時間/週」の労働時間制限に反し、

1ポストの場合は「常に緊急対応・来訪者対応の可能性がある」ので休憩は存在せず

「8時間を超える場合は1時間の休憩を与える」にも反します。

そこで、ご存じのように基準監督署に「断続的労働の適用除外許可」を申請し、

これら基準法の制限を外してもらうのですが、

この適用除外許可が認められるためには一定の基準があります。

（例）

・巡回回数は ６回以内、１巡回の所要時間は１時間以内で合計４時間以内

・拘束時間は10時間以内

 但し、勤務中の夜間に継続して４時間以上の睡眠ができる場合は16時間以内

・勤務と勤務の間に10時間以上の休息期間が必要

 但し、勤務中の夜間に継続して４時間以上の睡眠ができる場合は８時間以上の休息期間（労働基準法解釈総覧/41条/監視又は断続的労働/警備業者が行う警備業務に係る監視又は

 断続的労働の許可について/平成5年2月24日 基発110号）

従来、仕様書には業務の内容として「施設開場・閉場，施設内巡回，電話・来訪者対応，郵便物受け取り，事故発生・緊急対応など」と大雑把な記載がなされています。

しかし、この内容では「断続的労働の適用除外許可の基準を満たすのかどうか」の判断ができません。

現在業務を行っている警備業者が「この許可を得ていない」ことはあり得ないので、

「それが断続的労働の適用除外許可が出る業務であること」は推測できます。

しかし、新しく受注しようとする業者としては「その確証がほしい」のです。

そのために、「具体的判断材料」を仕様書に記載してほしいのです。

津市としても「業務を受注させるのに法令順守を要求している」との姿勢を示すことにもなると思います。

また、「実労働時間数や手待ち時間数」が分からなければ、次に述べる「最低賃金の減額の特例許可」の減額率を算出して人件費を算定することもできません。

**2.仕様書に「現在の業者について最低賃金の減額の特例許可で認められた減額率」を記載してください。**

宿日直業務は拘束時間が長いけれど労働強度が低いので「最低賃金の減額の特例許可」が認められているのは周知の通りです。

警備業者はこの許可で認められた減額率で警備員の賃金を算定します。
そして、その賃金に対する労働保険料，社会保険料，有給休暇負担などを合算して人件費を算出します。

この減額率は「実労働時間数と手待ち時間数」が分かれば算出できますが、
それは最低限のもので、その減額率が労働局に認められるかどうかは分かりません。

そこで、その業務に対し「現在の業者が実際に労働局から認められている減額率」を仕様書に記載してほしいのです。

その業務を現在受注している業者はこの許可を得ているはずなので、それを仕様書に記載することは簡単にできるはずです。

警備業務の経費はほとんどが人件費です。

その業務に対する実際の減額率が分からないと人件費が算出できず入札価格を決めることができません。

**3.入札期日と業務開始日の期間への配慮を願います**

断続的労働の適用除外許可は「その業者に対し、その業務について」無期限で与えられます。

そのため、既存の受注業者は今までの適用除外許可が有効になりますが、

新しく受注する業者は新たに許可申請をしなければなりません。

この場合、申請から許可書が下りるまで１カ月くらいかかります。

そして、許可の効力は許可書が交付された日から発生するので、

どうしても１カ月間は適用除外許可のない状態で業務を行わなければなりません。

この場合、労働者をその業務に従事させることができないので、経営者がその業務に従事することになりますが、その期間は短いに越したことはありません。

最低賃金の減額の特例許可についても同様ですが、こちらは許可書が交付されるまでは減額されない通常の賃金を支払えば法律違反とはなりません。

従来、入札は4月下旬で業務開始は5月1日から。

「一堂に会しての入札」であるために各入札日をずらせているようです。

そのため、最初の入札が行われてから最後の入札が終わるまでは１週間程度。

遅いものでは落札・受注決定から業務開始まで１週間以内です。

県の調達のような電子入札は経費がかかりますが

「一堂に会しての入札」を「郵送による入札」にすれば各入札の日にちをずらせる必要がなく、落札・受注決定から業務開始までもう少し余裕を取ることができます。

行政の簡素化，行政経費の軽減が叫ばれる昨今、

「皆が仕事を休んで入札書を持って集まり、入札書を皆の前で入札箱に入れる」ことにどれだけの意味があるのでしょうか？

「コロナ感染予防のため」にも、「落札から業務開始までの余裕を取るため」にも、

「入札書の郵送・持参による入札」を検討してもらいたいものです。

以上